

正 誤

令和六年三月十一日（号外第五十三号）公布厚生労働省令第三十八号（医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

二ページ第四号書式中及び三ページ第四号書式中

ページ 行 誤 正

令和六年三月二十九日（号外第七十九号）公布国土交通省令第三十号（国土交通省組織規則の一部を改正する省令）（印刷誤り）

五三〇 改正後欄 28 32 (略) 28 32 (略)

七

令和六年三月十五日（号外第五十八号）厚生労働省告示第八十六号（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）（印刷誤り）

五三〇 改正後欄 12 12

八九〇 110 であること。 であること。

死 因 の 種 類	1 病死及び自然死	不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 } その他の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の }
	外因死	
	12 不詳の死	

は

死 因 の 種 類	1 病死及び自然死	不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 } 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 }
	外因死	
	12 不詳の死	

の誤り。